

## 各 種 手 当 一 覧

手 当 名	目 的	概 要
児童手当 (児童手当法 §4)	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	○支給対象 中学校修了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等。 ○手当月額 ①所得制限額未満である者 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前(第1子・2子) 10,000円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円 中学生 10,000円 ②所得制限額以上である者 5,000円 ※所得制限額は、960万円(夫婦・子ども2人世帯)を基準に設定し、平成24年6月分から適用。 ○申請先：市町村窓口 ○費用負担 国と地方(都道府県・市町村)の負担割合を2:1とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については7/15を事業主の負担。
児童扶養手当 (児童扶養手当法 §4)	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する。	○支給対象 ・18歳に達した日に属する年度終了まで(重度障がい児は20歳未満)で父母が婚姻を解消する等一定の要件に該当する児童。 児童1人の場合 全部支給 41,430円 一部支給 41,420円~9,780円 児童2人以上の場合、2人目は5,000円、3人目から1人当たり3,000円を加算した額 ・前年の所得が限度額を超える場合は手当の一部又は全部の支給が停止される。 ○児童扶養手当を受給している父または母の手当額について、次の要件によりその手当額の1/2に相当する額の支給が停止される。ただし、適用除外要件に該当する場合を除く。 [手当額の1/2に相当する額の支給が停止される要件]・・・①②のいずれか早い月から ①手当の受給を始めてから5年が経過したとき ②受給要件該当後7年を経過したとき [手当額の1/2に相当する額の支給停止が適用されない要件] ①受給資格者が就業、求職活動等を行っている場合 ②受給資格者が障がいを有する場合 ③認定請求時に3歳未満の児童を育てている場合で、その子が8歳に達するまでの間 ④養育者として受給している場合 ⑤受給資格者が負傷、疾病等により働くことができない場合 ⑥親族の介護等のため受給資格者が働くことができない場合 ○申請先：市町村窓口 ○財源 国(1/3)、市町村(2/3)
特別障害者手当 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 §26の2)	在宅の最重度の障がい者に対し、その障がいによる特別な負担を軽減する。	○支給対象 精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の者(所得制限あり)。26,260円/月 ○申請先：市町村窓口 ○財源：市町村認定分 国(3/4)、市町村(1/4)

手 当 名	目 的	概 要
障害児福祉手当 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 § 17)	在宅の重度障がい児に対し、その障がいによる特別な負担を軽減する。	○支給対象 精神又は身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護をする在宅の20歳未満の者(所得制限あり)。14,280円/月 ○申請先:市町村窓口 ○財 源:市町村認定分 国(3/4)、市町村(1/4)
特別児童扶養手当 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 § 3①)	障がい児の福祉の増進に寄与する。	○支給対象 精神又は身体に障がいのある児童を監護する父若しくは母又は養育者(所得制限あり)。 1級 50,400円/月                      2級 33,570円/月 ○申請先:市町村窓口 ○財源:国(10/10)
心身障害者扶養共済制度 (島根県心身障害者扶養共済制度条例 § 5)	障がいのある方の生活の安定と福祉の増進に資する。	○制度対象 知的障がい者、身体障がい者(1~3級の手帳所持者)、及び精神又は身体に永続的な障がいがある者で、将来、独立自活が困難であると認められる者の保護者(65歳未満)が2口まで加入でき、保護者が死亡した時等に、本人に対して年金1口あたり月額20,000円が支給される任意加入の制度。 また、加入期間1年以上で加入者が生存中に障がい者が死亡した場合、加入期間5年以上でこの制度を脱退した場合には、それぞれ加入期間に応じた一時金が支払われる。掛金は加入時の年齢に応じ1口月額9,300円~23,300円。なお、20年以上継続し、かつ65歳になってから最初に到来する加入日の年単位の応当日の属する月以後は掛金が免除。 ○申請先:県及び市町村の窓口 ○財源:加入者掛金及び国(1/2)、県(1/2) ※但し、掛金の減免分については、県(10/10)